「個別労働紛争のあっせん」 手引き

長野県労働委員会事務局

（2026 年４月版）

長野県労働委員会では、個々の労働者と事業主との労働（雇用）に関するトラブルについて、労働問題に関して知識経験豊富な「あっせん員」が双方の話し合いをとりなして、お互いの歩み寄りによる円満な解決をお手伝いしています。

【労働委員会のあっせんのメリット】
- 労働審判等と比べ、早期解決が可能です。費用はかかりません。
- 会場は、お近くの県合同庁舎等で行います。
- 非公開で、相手方と対面せずに進められます。
- 労働問題の実情に詳しい労使双方のあっせん員が、それぞれの立場で当事者双方から丁寧にお話をお聞きします。
- あっせん員から、今後の労使紛争防止策等の助言を得ることができます。

〈 目　　次 〉

1　個別労働紛争のあっせんについて　[２ページ]

(1)「個別労働紛争」とは？

(2)労働委員会の「あっせん」とは？

(3)あっせんの対象にならない紛争

2　あっせんの流れ　[３～６ページ]

(1)あっせんの相談・申請

(2)事務局調査

(3)あっせん員とは

(4)あっせん開催

(5)あっせんの終結

(6)留意事項

3　参　考　[７～10 ページ]

(1)相談・あっせん申請窓口

(2)あっせん申請書記載例

1　個別労働紛争のあっせんについて

(1)「個別労働紛争」とは？

「個別労働紛争」とは、個々の労働者と事業主との間で発生した、労働条件や労働環境その他労働関係に関するトラブル（紛争）のことを言います。例えば、次のような事例があります。

○　事業主から突然解雇されたが納得できない。
○　上司から度を越した叱責や嫌がらせを受けている。
○　有期雇用契約が何度も更新された後に、説明もなく雇止めされた。
○　あらかじめ説明もなく、パートの時給を引き下げられた。
○　従業員に配置転換を命じたら、理由もなく拒否された。

(2)労働委員会の「あっせん」とは？

上記のような労使間の紛争が起きてしまった時に、直接話し合いができない、話し合いが行き詰って解決が難しいという場合も出てきます。

そんなとき、労働問題に関し知識・経験豊富な労働委員会の委員が「あっせん員」となって当事者の間に入り、双方の主張をお聞きし、主張を調整し、歩み寄りによる円満な解決をお手伝いする制度が労働委員会の「個別労働紛争のあっせん」（以下「あっせん」という。）です。

なお、あっせんは任意の制度で、紛争の相手方にあっせん参加を強制することはできません。

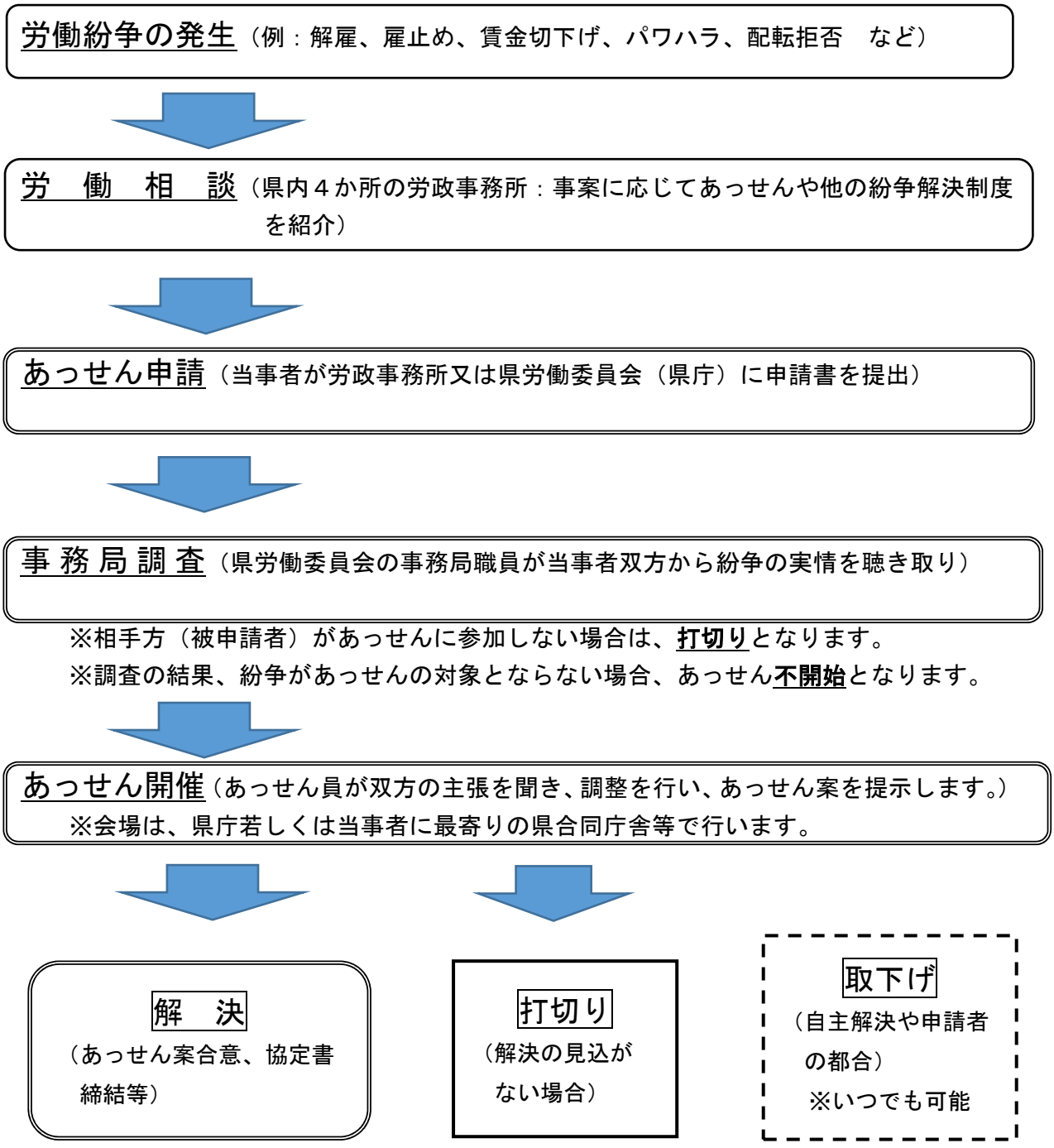
(3)あっせんの対象にならない紛争

労働者と事業主の間に起こったトラブルの全てがあっせんの対象となるわけではありません。あっせんで扱えない紛争として次のようなものがあります。

- 裁判で争っている紛争又は民事調停の手続が進行中の紛争
- 裁判所で判決が確定し、又は民事調停若しくは和解が成立した紛争
- 労働審判手続が進行中、又は調停が成立したり審判が確定した紛争
- 労働基準法など法令違反に係る紛争で労働基準監督署等他の機関において指導等を行うこととされている事項の紛争
- 労働局であっせんが進行中の紛争
- 長野県外の事業所で発生した紛争
- 労働者の採用及び募集に関する紛争（採用内定の取消しは除く）
- 労働者と事業主の私的な紛争（個人間の金銭貸借等）
- 国家公務員又は地方公務員を当事者とする紛争（一部例外あり）
- 労働組合と事業主間の紛争（他の制度あり）

2　あっせんの流れ

【フロー図】



(1)あっせんの相談・申請

あっせんは長野県内の事業所に勤務する（していた）労働者（正社員、派遣社員、パート社員等雇用形態は問いません。）と事業主のどちらからでも申請できます。

事業所が所在する地域（東信、南信、中信、北信）を管轄する労政事務所にご相談いただくと、専門の相談員があっせんの仕組み、申請書の記載方法等をご案内しますので、必要事項を記入して提出してください。なお、直接県庁の労働委員会に申請していただくこともできます。

申請書様式は、長野県労働委員会のホームページからダウンロードできます。（アドレス：https://www.pref.nagano.lg.jp/roi/sangyo/shinsei/rodo/yoshiki.html#kobetu）

提出された申請書は、労政事務所を通じて労働委員会が受け付け、労働委員会から紛争の相手方（被申請者）に写しを送付し、あっせんの手続きを開始します。

(2)事務局調査

あっせん申請を受け付けると、労働委員会事務局の職員が当事者（申請者、被申請者）双方を訪問し（又は最寄りの県施設等で）、面談でお話を伺います。

調査では、紛争の概要、あっせん申請までの経緯、どのような解決を望むのか等、主張や考え方をお聞きします。（労政事務所の労働相談の後に申請される場合でも、改めてお話を伺います。）

また、調査の際、労働条件通知書、給与明細書、就業規則等、紛争に関係する資料の提出をお願いすることがあります。

なお、相手方（被申請者）があっせんに参加しない場合、あっせんは打切りとなりますが、できるだけあっせんでの円満な解決を目指し、労働委員会やあっせん員から電話等で参加を要請します。

(3)あっせん員とは

県労働委員会の公益委員（弁護士、大学教授等）、労働者委員（労働組合の役員等）、使用者委員（会社経営者等）及び事務局職員の中から、原則として４名が選任されます。

労働委員は、労働問題に関し、知識や経験が豊富な人が任命されています。

(4)あっせん開催

《期　日》原則として平日昼間に当事者、あっせん員の都合を調整して決めます。
１回の時間は概ね３～４時間です。

《会　場》原則として現地（紛争の発生した事業所の所在地）に近い県合同庁舎等で行います。

《当日の進め方》

・　あっせん員は原則４人(公益委員、労働者委員、使用者委員、事務局職員)ですが、事案によっては２人（公益委員、事務局職員）の場合もあります。

・　あっせんは、原則として非対面（入れ替わり）で行います。(協定書締結時は、同席していただく場合もあります。)

・　あっせん員のうち、公益委員の進行で次のように進めます。

①事情聴取　申請者、被申請者別々に、事務局調査結果を踏まえ、主な主張、考え方についてお話をお聞きし、あっせん員が不明な点等を質問します。

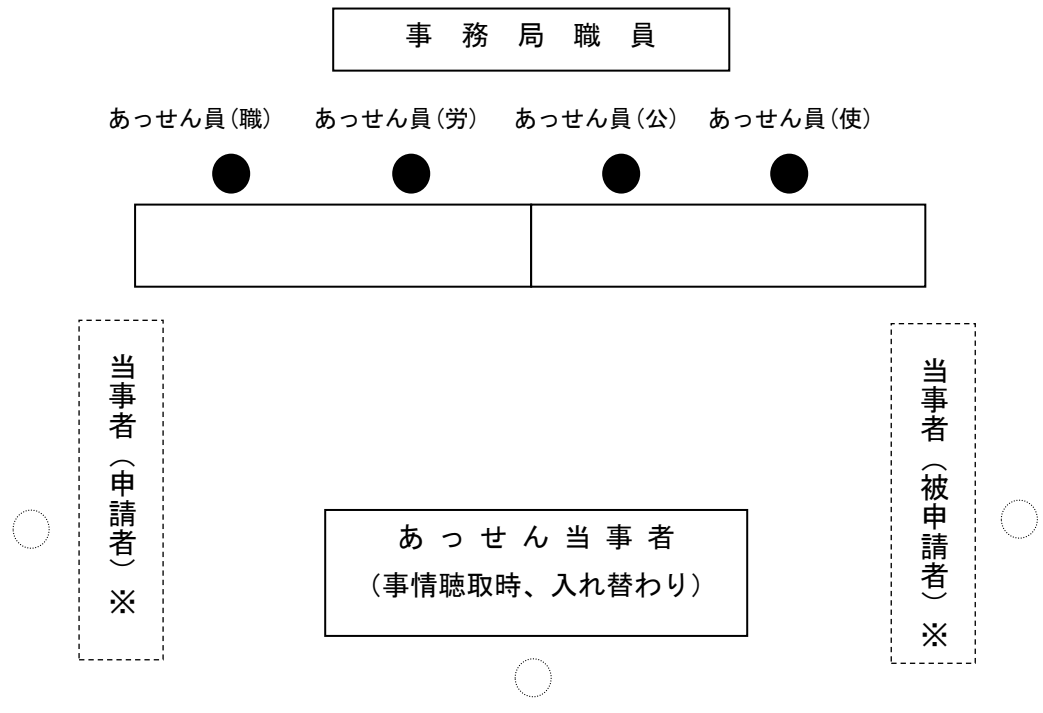
相手方の事情聴取の間は、別に用意した控室でお待ちいただくことになります。

②調整・折衝　事情聴取の後、あっせん員が相談し、問題点の整理、解決に向けての助言、あっせん案の検討を行い、その結果を双方にお伝えします。

必要に応じて、あっせん員が申請者、被申請者と個別に折衝して歩み寄りを促します。

③結論
- あっせん案を当事者が受入れ、協定書を締結　➡　解決
- 当事者があっせん案を拒否、話し合い継続の意思無し　➡　打切り
- 持ち帰り検討、譲歩の余地があり、再度あっせんが必要　➡　継続

あっせん会場のレイアウト



※当事者の意向及びあっせん員の判断で、対面により進める場合もあります。

(5) あっせんの終結

あっせんは、次のいずれかの場合に終結となります。

① あっせんによる合意（(4)の③）

あっせんの結果、当事者双方が合意した場合、合意内容を記した協定書を３通作成し当事者双方とあっせん員が押印し紛争は終結（解決）します。

② 自主解決

あっせんとは別に、当事者間の自主的な交渉により紛争が解決した場合、あっせんは終結します。この場合は「自主解決報告書」の提出をお願いします。

③ あっせんの打切り（(4)の③）

あっせん員は、次のような場合で、紛争が解決される見込がないと判断した時はあっせんを打切り、これによりあっせんは終結します。

○ 相手方（被申請者）があっせんへの参加を拒否したり、あっせん手続中に当事者があっせんの継続を望まず、以後のあっせんを進められない場合。

○ あっせんを実施しても、双方の主張の隔たりが大きく、あっせん案を示しても歩み寄りが見られない場合。

④ あっせんの取下げ

あっせんの申請者は、あっせんが終結するまでは、申請の全部又は一部を取り下げることができます。全部取下げによってあっせんは終結します。取り下げる場合は「あっせん申請取下書」の提出をお願いします。提出していただいた取下書の写しを相手方に送付し、これによりあっせんは終結となります。

(6) 留意事項

① 労働委員会のあっせんは、紛争当事者の間にあっせん員が入り、当事者による自主的解決のお手伝いをするものです。当事者は、お互いに歩み寄る気持ちで対応していただくことが必要となります。

② 事業主の方は、労働者があっせんを申請したことやあっせんで発言したこと等を理由として、不利益に取り扱わないでください。

③ あっせんは、自由に主張していただくため、非公開とし、録音等は禁止です。
あっせん員及び事務局職員は秘密を守りますので率直な発言をお願いします。
当事者の方も、あっせんでの発言内容の取扱いについては、みだりに第三者に漏らさない等十分留意願います。

④ あっせんで合意した場合、当事者双方及びあっせん員の連名で協定書を取り交わします。その際、押印をお願いしていますので、あっせん当日は印鑑をご持参ください。

3　参　考

(1)相談・あっせん申請窓口（相談時間　9:00 から 16:30、土日・祝日・年末年始閉庁日）を除きます。

○県労政事務所（労働相談）

東信労政事務所　電話　0268-25-7144（上田市材木町 1-2-6　上田合同庁舎内）

南信労政事務所　電話　0265-76-6833（伊那市荒井 3497　伊那合同庁舎内）

中信労政事務所　電話　0263-40-1936（松本市島立 1020　松本合同庁舎内）

北信労政事務所　電話　026-234-9532（長野市南長野南県町 686-1　長野合同庁舎内）

○労働委員会事務局

所在地：長野市大字南長野字幅下 692-2　長野県庁８階

電　話：026-235-7468

メール：roi@pref.nagano.lg.jp

ホームページ：

https://www.pref.nagano.lg.jp/roi/sangyo/rodo/rodo/rodofunsou/index.html

(2)あっせん申請書記載例（別添）

別添

（様式第１号）（第３条関係）

申 請 書 記 載 例

（※労働者側からの申請の場合）

個別労働紛争あっせん申請書

申請書の提出日を記入してください。

○年○月○日

長野県労働委員会　会長　様

押印は不要です。

申請者　○○　○○

あっせん事項（相手方に求める内容を具体的に記載してください。）			○年３月 31 日に理由もなく解雇を言い渡されたのは納得できない。解雇を撤回し、働き続けられるようにして欲しい。		
労働者	氏名		○○　○○		
	住所		長野市○○町５４６		
	連絡先		○○○○―△△―××××		
	勤務期間		２０１０年　４月　１日～　　年　　月　　日		
	勤務場所	所属名	○○株式会社長野事務所総務部		
		所在地	長野市××町１２３―４		
	労働組合の有無等		有（名称　　：加入の有無　有・無　）・㊡		
使用者（事業主）	名称		○○株式会社		
	代表者職氏名		代表取締役社長　○○　○○		
	所在地及び連絡先		（TEL　　）		
	従業員数		×××名		
	事業の内容		運送業	設立年月日	昭和55年４月１日
	資本金		5,000 万円	連絡責任者	○○○○

あっせんして欲しいこと（要望すること）を記入してください。（不満なことは何か、どうして欲しいのかを記入してください。）

平日昼間に連絡のつく番号を記入して下さい。

会社に勤務している（いた）期間を記入してください。

勤務している（いた）ところを、部・課・係名まで記入してください。

実際に勤務している（いた）場所の所在地を記入してください。（本社ではありません。）

社長等代表者の職名・名前を記載してください。（広範囲に支社・支店等のある会社に勤めている場合は、勤務場所を所管する支社・支店長の名前を記載してください。）

上記の代表者等がいる所在地を記入してください。

会社全体の従業員数を記入してください。

事業の内容を簡単（例：食品製造業、小売業等）に記入してください。

この紛争に関して会社側の窓口と思われる人の役職・氏名を記入してください。

（注１）申請者欄には、氏名（代表者名）を記載してください。

（注２）相手方の状況は、わかる範囲で記入してください。

（注３）この申請書（写）は、相手方（被申請者）に送付します。

主　　張　　の　　要　　点

労　　働　　者	使　　用　　者（事業主）
３月 31 日、会社から、会社の業績が悪いとの理由で、一方的に４月 30 日で解雇すると言われた。しかし、会社の業績はそんなに悪くはないはずだ。解雇を撤回してもらい、引き続き働きたい。	会社の売上げが、○年度は前年よりも 10%減った。△年度は、更に減ることが予想され、人員を削減しなければ会社は倒産してしまう。よって、解雇した。

双方の主張を、書いてください。相手方の主張は、今まで話し合った中でだいたいの内容で結構です。

申請に至るまでの経過

勤務し始めた経過から、紛争が発生し、交渉し、あっせん申請した経過について、記入してください。

月	日	
	2010年	
4	1	○○株式会社に正社員として入社し、長野事務所総務部に配属される。
○	年	
12	10	伊那本社から○○社長が長野事務所に来て、○年の会社の業績が落ち込んでいて、今後も業績の回復が見込まれないので、人員整理を行うことが告げられた。
△	年	
2	1	全員朝礼時に、伊那本社から来た○○人事課長が、退職希望者を募集した。 （会社全体で 10 名募集　２月 15 日まで募集） 私は、退職希望に応じなかった。
2	20	全員朝礼時に、○○人事課長が、退職希望者が５名しかいなかったので、引き続き希望者を募集することと、職場を異動してもらう者が出る旨告げた。
3	1	長野事務所の○○所長から、４月１日に伊那本社勤務の転勤命令が告げられた。 私は、寝たきりになっている父の介護をしなければならないので、転勤できないので長野事務所で引き続き勤務できるようにして欲しい旨、要請した。
3	31	○○人事課長から、再度、転勤して欲しい旨要請を受けたが、断ったところ、４月 30 日をもって解雇する旨の解雇予告通知書が手渡された。
4	1	長野事務所の○○所長に、解雇をやめ、長野事務所で引き続き勤務出来るよう要請したが、本社が結論を出したので、所長では何ともしがたい旨言われた。
4	3	伊那本社へ出向き、○○人事課長に面談し、引き続き長野事務所で勤務したい旨告げたが、経営上やむなしとのことで断られた。
4	8	北信労政事務所に出向き、労働相談を行った。その際、個別労働紛争に係るあっせん制度について説明を受けた。
4	12	北信労政事務所窓口で、あっせん申請をした。

（特記事項がある場合は記入してください。）

父親が寝たきりで、私と妻の２人で交替で介護している。

何か、特別な事情がある場合は、その内容につき記入してください。

参考となる資料があれば添付してください。

（添付書類：労働契約書、就業規則など参考となる資料の写し）